

# 指導者派遣事業実施要領

公益財団法人富山県スポーツ協会

## 1 目的

地方公共団体や関係団体等からのトレーニングの技術指導等の要請による（公財）富山県スポーツ協会（以下「本会」という。）の職員派遣について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 事業内容

- （1）（公財）日本スポーツ協会公認の有資格者やトレーニング指導士等が、体力づくりやトレーニングに関する指導・助言を行う。
- （2）その他派遣要請の内容に応じ、対応が可能な指導・助言を行う。

## 3 事業実施方法及び手順

- （1）派遣を希望する団体等（以下「申請者」という。）は、派遣を希望する日の2週間前までに、指導者派遣事業申請書（第1号様式）を提出する。
- （2）各所属長は、前号の申請書を審査し、派遣の可否を決定し、申請者に対し書面により通知（第2号様式）する。（※申込み状況によっては、受理できない場合があります。）

## 4 派遣に要する料金

派遣に要する料金は、以下のとおりとし、各施設にて発行する請求書（第3号様式）により申請者が振込み、各施設毎にこれを収受する。

内 容	料 金		時 間	備 考
トレーニングに関する講習会及び講演会	15,000 円		1 回 2 時間程度	・施設（トレーニング室、プール、アリーナ、会議室等）を利用した場合の施設利用料金は別途
トレーニング及びニュースポーツの技術指導	出張	5,000 円	1 回 1～2 時間	・1 人の派遣料金  ・原則 1 人で対応 ・施設（トレーニング室、プール、アリーナ、会議室等）を利用した場合の施設利用料金は別途
	施設内	2,000 円 ( <u>中学・高校部活動</u> ) 3,000 円 (上記以外)		

※ 料金には、交通費を含む。

※スポ少、総合型クラブの高校生以下の団体、グループも含む H31.4.1

## 5 その他

この要領に定めるもののほか、指導者の派遣に関し必要な事項は、別途協議するものとする。

## 6 施行時期

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和 5年4月1日から施行する。